

倉吉市シルバー人材センター利用規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人倉吉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と発注者（センターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の間において、発注者がセンターを通じて会員に業務委託をするときにおけるセンター及び発注者が行う役割について、定めるものとする。

(利用契約の締結)

第2条 センターは、発注者がセンターを通じて会員に業務委託をするときは、発注者と公益社団法人倉吉市シルバー人材センター利用契約（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

2 センターは、前項の規定に関わらず、利用契約の契約額が50万円（消費税を含む。）以下の場合には、利用契約の契約書の作成を省略することができる。

3 センターは、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約に必要な事項を記載した受任書その他これに準ずる書類を発注者に提出するものとする。ただし、契約の内容により、発注者が必要ないと認めるときは、この限りでない。

(就業条件)

第3条 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る会員の就業条件は、センターと発注者との間で締結する利用契約に定める就業条件のほか、公益社団法人倉吉市シルバー人材センター会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。

(業務実施会員の選定等)

第4条 センターは、会員のうちから会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。

2 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

(センター及び発注者の責務)

第5条 センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるように発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合におい

て、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。

2 センターは、本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。

3 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

（会員業務及びセンター業務の対価）

第6条 発注者は、業務実施会員に会員業務の対価として、会員業務委託料を支払うものとする。

2 発注者は、センターにセンター業務の対価として、センター業務委託料を支払うものとする。

（請求及び支払いの方法）

第7条 業務実施会員は、発注者に対する前条第1項の会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。

2 発注者は、センターが発行する請求書に定める支払期日までに会員業務委託料及びセンター業務委託料（この条において「会員業務委託料等」という。）をセンターに支払うものとする。

3 発注者は、前項の会員業務委託料等をセンターが指定する金融機関の口座に振り込むときは、振り込みに係る手数料を負担するものとする。

（権利・義務の移転の禁止）

第8条 センター及び発注者は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

2 センター及び発注者は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

（守秘義務・個人情報管理）

第9条 センター及び発注者は、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

2 センター及び発注者は、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第10条 センター及び発注者は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(その他)

第11条 センターは、本利用規約及び就業規約をセンターのホームページに掲載するものとする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。